

住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項を定める件（改正案）

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第三条第二項の住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項は、日本住宅性能表示基準（平成十二年建設省告示第千六百五十二号）の別表の(い)項に掲げる表示すべき事項のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

二 室内空気中の化学物質の濃度等

二二 重量床衝撃音対策

二三 軽量床衝撃音対策

三四 透過損失等級（界壁）

四五 透過損失等級（外壁開口部）